

補助事業者向けQ & A

令和3年4月15日時点

Q.1 昨年度からの変更点はなんですか。

A.1 大きな変更点としては、

- 支援パートナーの利用が必須になったこと
 - これまでの支援型は補助金の対象外となったこと
 - 海外展開を目指すことが必須になったこと
- の3点です。

Q.2 応募したいのですが、どのようにすればよいでしょうか。

A.2 公募期間は、4 / 15（木）～7 / 15（木）になります。

ただし、支援パートナーの活用が補助金交付のための必須要件となりますので、応募前に支援パートナーの選択・支援パートナーへの相談が必要です。そのため、実際に応募書類を提出していただけるのは支援パートナーの選定・公表後（5月下旬目途）となります。

また、手続としては電子申請となるため、GビズIDプライムアカウント取得が必須となります。

（GビズIDのHP（<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>）にある「gBizID プライム作成」からアカウント発行申請ができます。）

Q.3 支援パートナーとはどんな人たちなんですか。必ず利用しなければいけないのですか。

A.3 中小企業者が海外販路開拓等を行う上で必要となる様々な活動をサポートする民間の支援事業者等
のことで、中小企業庁が行う公募に応じた支援事業者について、審査を経て中小企業庁が選定・公表
します。

今年度のJAPANブランド育成支援等事業では、支援パートナーの活用を必須要件としておりますので、
応募時点及び交付申請時点における支援パートナーの相談、補助事業期間中の支援パートナーを活
用した取り組みがないと、補助金の交付対象となりません。

Q.4 支援パートナーの利用がないと補助金の交付対象にならないようですが、支援パートナーを利用すれば、
必ず販路開拓はできるのでしょうか。

A.4 支援パートナーは販路開拓の支援はしますが、必ず成功する保証はありません。販路開拓には事業者自
身の取り組みも重要となります。

Q.5 支援を受けたかった事業者が、支援パートナーに選定されませんでした。支援パートナーはどのように選ばばよいですか。中小企業庁がマッチングしてくれるのでしょうか。

A.5 中小企業庁のホームページで、支援パートナーの得意な取扱商材、市場（国）、具体的なサービス内容、料金等を記載して提示する予定です。参照いただき、支援パートナーに直接お問い合わせください。なお、中小企業庁はマッチングには関与しません。

Q.6 ある支援パートナーに一度相談したら、その支援パートナーを利用しなければいけませんか。他の支援パートナーに相談したり、変更することはできないのでしょうか。また、支援パートナーを複数者利用しても差し支えないのでしょうか。

A.6 双方合意の上、他の支援パートナーと相談していただいて差し支えありません。また、支援パートナーの中から複数者利用しても構いませんが、経費区分が委託費等に当たる場合は、補助対象経費の50%が上限となりますので、ご注意ください。なお、申請書に支援パートナーとして記載いただくのは1者のみとなります。

Q.7 昨年度まで、「支援型」で採択されていましたが、どのようにすればよいですか。

A.7 まずは「支援パートナー」への応募を検討ください。自らが補助事業者として、又は他の事業者と連携体を形成して共同で応募することも可能ですが、その際、自らが事業主体として、具体的な販路開拓に向けた役割とその取組内容を事業計画の中で明確にお示しいただく必要があります。

Q.8 海外展開を目指すことが必須になったようですが、国内展開の記載もあります。やはりどちらも対象なのでしょうか。

A.8 補助対象となるのは原則、海外展開です。ただし、今後3年以内の海外展開を目指す方が、その前段階として国内販路開拓に取り組む場合に限り、国内販路開拓も補助金の対象となります（この場合の補助率は1/2となります）。また、昨年度までのようにインバウンドのみの計画を行う場合等は補助金の対象外となりますので、ご注意ください。

Q.9 複数の中小企業等で連携して応募することを考えていますが、全ての企業が海外展開を目指す必要があるのですか。

A.9 連携企業が全て海外展開を目指す企業であることが必要です。連携相手自身が海外展開を行わない事業者（ex.コンサルタントや旅行会社等）との連携（共同で応募すること）は認められません。

Q.10 他の補助金の交付を受けているのですが、この補助金にも応募できますか。

A.10 同一又は類似の内容で、重複して本制度以外の国（独立行政法人等を含む）が助成する他の補助金の対象となっている場合、採択いたしません。

なお、補助金以外の支援（例：独立行政法人等が設ける相談窓口）を受けることについては、差し支えありません。（当該支援が有料の場合は、その経費について本補助金の対象経費にすることはできませんので、ご注意ください。）